

第3回 野田市行政改革推進委員会

令和4年2月4日（金）

午前10時から

市役所議会棟（低層棟）4階委員会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

（1）パブリック・コメント手続の結果について

（2）野田市行政改革大綱の一部見直しについて（答申）

（3）その他

4 閉 会

野田市行政改革大綱の一部見直し（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市行政改革大綱の一部見直し（素案）

2 意見の募集期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月19日（水）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数		2人	11件
②提出方法	直接持参	0人	0件
	郵送	0人	0件
	FAX	2人	11件
	Eメール	0人	0件
③政策等に反映した意見			0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
第2章 具体的な取組方針			
2 組織等の見直し			
1	P2 魅力推進課、広報広聴課の広報部門、商工観光課の観光部門を集約し、臨時的、実験的な組織とするならば、野田市観光基本計画を策定して施策を実行していただきたい。	臨時的・実験的な組織として、基本計画等に捉われず、自由な発想により新たな施策や取組を推し進めたいと考えており、当面は、野田市観光基本計画の策定は行わない方針とします。	修正無し
2	P2 市民に分かりやすい組織の統廃合は、良いと思います。	今後も、すべてにおいて市民の皆様に分かりやすい行政運営に努めてまいります。	修正無し
3	P2 市長直轄の「広報戦略室」とは、具体的にどういう内容なのでしょう。	市の魅力発信については、これまで魅力推進課をはじめ、各部署でそれぞれ施策を進めていましたが、市の魅力を推進している魅力	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>推進課、市報を発行している広報広聴課の広報部門及び商工観光課の観光部門の関連する3部署を1つに集約することにより、職員が一丸となり、広く市の情報を発信していく組織に再編します。</p> <p>なお、広報戦略室という名称については仮称であり、正式名称は検討中です。</p>	
4	<p>P2</p> <p>臨時的・実験的とは、どのくらいの時期をみているのでしょうか。</p>	<p>組織の見直しについては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくことから期間等は定めておりませんが、3年程度を目安としております。</p>	修正無し
5	<p>P2</p> <p>「広報戦略室」の特命担当は、外部からの招聘でしょうか。経験豊富な再任用を配置するのでしょうか。</p>	<p>新しい発想を求めるために、若手中心の配置を考えており、現在のところ、外部からの登用や再任用の配置は考えておりません。</p>	修正無し
6	<p>P2</p> <p>「広報戦略室」と「市政推進室」は、どちらも市長直轄ですが、関連性はどのようなのでしょうか。</p>	<p>広報戦略室については、市長直轄の独立した組織とし、市政推進室の中に広報戦略室を設置するものではありませんが、連携を行ってまいります。</p>	修正無し
7	<p>P2</p> <p>「広報戦略室」を立ち上げるなら、市民から「キャッチフレーズ」を募集したら如何でしょうか。</p> <p>*誰もが ず〜っと、住み続けたい街 な “のだ”</p> <p>*新婚さんが 住みたい街 な “のだ”</p> <p>キャッチフレーズを PR するこ</p>	<p>「キャッチフレーズ」については、施策等を実施していく中で必要に応じて検討してまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>とにより、人口増も見込めるのではないのでしょうか。取り組んでいくための運営が必要となりますが、隣の流山市では既に実行しています。</p>		
8	<p>P3 高年齢者支援課と介護保険課の統合の背景はなんのでしょうか。今後、益々超高齢化が進んでいく中で、市民が判りやすい係体制を構築していくことを望んでいます。相談のタライ回しが無いようにして下さい。</p>	<p>過去に介護保険部門の強化のため、高齢者福祉課の介護保険部門と高齢者福祉部門を分けましたが、業務が密接に関係しているにも関わらず、課が分かれたために連携が取りづらかった状況がありました。そのため、課を再度統合することで、高齢者の窓口を一元化し、縦割りの解消及び連携の強化を図るものです。</p>	修正無し
9	<p>P3 防災安全課を「防災危機管理課」に名称変更し、2019年の台風19号の時の教訓を活かし、縦割り式を無くし、即対応ができる市長直轄にすべきと考えます。 氾濫流時の避難所が激減したことで、より以上の危機管理が不可欠になってくると思います。名称変更することにより行政・市民双方の危機管理意識が、より根付くのではないのでしょうか。 尚、「防災危機管理課：係」の名称は、確認した市区だけでも大田区・荒川区・北区・常総市・ふじみ野市・水戸市などがあります。ご参考にされては如何でしょうか。</p>	<p>震度5強以上の地震等が発生した場合には、災害対策本部を自動設置し、市長を災害対策本部の本部長とする体制をとります。 風水害時では、大型台風など事前に進路が予想され、本市に被害が生じると見込まれる場合には、速やかに市長を災害対策本部の本部長とする体制をとります。 なお、組織の名称については、「災害から市民の安全を守る」という防災の目的は変わりませんので、名称は防災安全課のまま変更は行いませんが、防犯部門を市民生活課へ移管し、防災安全課を防災業務に特化させることで、防災部門の強化を図ります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1 0	P3 「防災危機管理課」に、災害対応専門の自衛隊OB（現役でも可）や、専門課程の大学教授とかを「危機管理監」として招聘し、平常時から災害に対する認識を広めては如何でしょうか。	平時から自衛隊及び警察とは、連絡体制を含めて連携できる体制を整えているので、危機管理監の登用は行いませんが、先進市の導入効果を研究してまいります。	修正無し
1 1	P3 現状の「防災安全課」の2系の「計画係」と「防災係」とは、どのような係を想定しているのでしょうか。何を計画し、どのように災害を防ぐのか。防災に特化した内容が知りたいです。	見直し後については、地域防災計画や国民保護計画を含む様々な計画の策定や見直し等を行う計画係と、平時における災害予防に係る備蓄や避難所の整備、自主防災組織の育成等を行う防災係で業務を分担することとしました。 なお、災害等が発生した場合は、課全体で対応してまいります。	修正無し

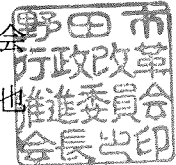
野 行 推 第 4 号

令 和 4 年 2 月 4 日

野田市長 鈴木 有 様

野田市行政改革推進委員会

会 長 山 本 和 也



野田市行政改革大綱の一部見直しについて (答申)

令和3年10月29日付野総行第225号で諮問のありました野田市行政改革大綱の一部見直しについて、当委員会において慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

この答申を踏まえ、一部見直した「野田市行政改革大綱」に基づき、更なる行政改革を積極的かつ確実に推進されることを期待します。

野田市行政改革大綱 一部見直し

令和4年 月改訂

野 田 市

目 次

第1章	策定の背景	
1	行政改革の必要性	1
2	これまでの取組	2
3	社会環境の変化	4
4	将来人口	5
5	野田市の財政状況	6
6	財政の見通し	12
7	行政改革大綱の基本的考え方	14
第2章	具体的な取組方針	
1	事務事業の見直し	
(1)	市民との協働	17
(2)	民間活力の有効活用	18
(3)	行政サービスの在り方の検討	20
(4)	外郭団体等の見直し	21
(5)	財政運営の健全化	25
(6)	情報化の推進	29
2	組織等の見直し	
(1)	組織機構の見直し	31
(2)	定員の適正化	33
(3)	給与の適正化	35
(4)	職員の資質の向上	36
3	公共施設等の適正な維持管理	
(1)	ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の 基本方針の推進	37
(2)	民間施設の有効活用	39
(3)	公有財産の有効活用	40
(4)	行政サービスの広域化	41

※野田市行政改革大綱（平成31年3月改訂）のページを記載しており、一部見直される箇所は、18ページ及び31ページとなります。

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(2) 民間活力の有効活用

③ 現業部門の業務の民間委託

引き続き、現業部門については、退職不補充とし、順次、民間委託や指定管理者制度等を導入する。

新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理及び収集の部門共に全面委託する。

なお、現在稼働している清掃工場や収集部門については、財政効果も踏まえ、再任用職員制度を有効に活用する。

補修事務所の業務については、直営と委託との比較検証を行った結果、直営の方が迅速に対応できることから直営とする。今後、直営で対応するための体制と機能強化を図っていく。

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

本市では、効率的な組織を目指し、27年度に自然経済推進部を新設、29年度には市政推進室を新設し、1室11部の体制となり、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するための組織機構の見直しを進めてきた。

今後においても、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応していくためには、市民に分かりやすい効率的な組織体制の確保に向けた抜本的見直しや、組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。さらに、組織機構の見直しとともに、機動的な組織にするためには、職員研修などを活用して職員の意識改革を強力に推し進める対策を講じる必要がある。

附属機関については、28年度に次木親野井特定土地区画整理審議会の任務が終了したことによる整理合理化を図るとともに、新たに、29年度に公契約審議会、30年度にいじめ問題対策委員会を設置した。

引き続き、設置目的の達成度や活動実績を検証し、長期間、活動のない附属機関の廃止や、会議等の運営方法を見直すことで、整理合理化を進める。

また、附属機関の設置が必要となった場合は、既存の附属機関での対応や新たな附属機関の設置も行っていく。

① 組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。

○31年度に、次の組織の新設及び移管を行う。

- ・自然経済推進部に魅力推進課を設置する。
- ・生涯学習部の社会体育課をスポーツ推進課に変更し、市長部局の自然経済推進部へ移管する。

○32年度に（仮称）子ども部の新設を検討する。

- ・31年度は、子どもに関する窓口の一本化を図るため、庁内ワーキンググループでの意見を集約し、32年度に（仮称）子ども部の設置を目指す。

- 事業の進捗等により、次の組織の統合について検討を行う。
- ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅西土地地区画整理事務所は、事業の進捗に伴い、都市整備課への統合等を行う。
 - ・次木親野井土地地区画整理事務所は、清算終了に伴い、業務の重心を台町東特定土地地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図り、都市整備課への統合等を行う。
- 4年度に、次の組織の新設及び移管を行う。
- ・児童家庭部を健康子ども部に、保健福祉部を福祉部に名称変更し再編強化する。
 - ・魅力推進課、広報広聴課の広報部門、商工観光課の観光部門を集約し、臨時的・実験的な組織として、市長直轄の（仮称）広報戦略室を特命担当として新設する。
 - ・広報広聴課の広聴部門については、総務課へ移管する。
 - ・商工観光課の商工業務及び労政業務を担当する課として、商工労政課に名称変更する。
 - ・保健センター（関宿保健センター）は、健康子ども部へ移管することにより関係課との更なる連携を図る。
 - ・子ども支援室は、「子どもの発達相談室」と名称変更し、『発達・療育』に特化し、健康子ども部へ移管する。
 - ・こだま学園及びあさひ育成園は、健康子ども部へ移管する。
 - ・高齢者支援課と介護保険課は、二課を統合し高齢者支援課とする。
 - ・人権・男女共同参画推進課は、福祉部へ移管する。
 - ・防災安全課は、計画係と防災係の2係体制とする。また、防犯係は市民生活課へ移管する。

② **総合教育会議**

「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。」は、教育行政の中立性、継続性及び安定性確保の根幹であることから、これを堅持する。

総合教育会議の事務局を原則どおり市長部局に置くことで、双方の立場から協議を求めることができるようにする。

市長から申し出ることのできる協議題を予算等に限定しているが、想定される協議事項のほとんどは、予算を伴うものである。限定の目的は、

教育行政の政治的中立性を確保することにあることから、市長は、教科書の採択や個別の教職員人事は当然のこと、国が協議事項として考えられるとする教科書採択の方針や教職員人事の基準など、教員委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないとすることで、市長が協議できない事項をより明確にする。

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- 総合教育会議の事務局は市長部局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- 総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、教員委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないとすることで、市長が協議できない事項をより明確にする。
- 総合教育会議においては、首長、教育委員が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。

③ 附属機関の整理合理化

(省略)